

「区立保育園の今後のあり方（案）」について

(付議の要旨)

平成 24 年 2 月に策定した「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針（以下、「再整備方針」という）」を見直し、地域における区立保育園の事業展開や具体的な事業内容、区立保育園の再整備の進め方について、「区立保育園の今後のあり方（案）」として新たに定めたので報告する。

1 主旨

「再整備方針」の策定以降、待機児童対策による民間保育施設の急増や子ども・子育て支援新制度等の国の保育施策の動向の変化、幼児教育の積極的な位置づけ等の「保育所保育指針」の改定など、区の保育施策や区立保育園を取り巻く社会情勢は、多岐に渡り、大きく変化している。今後の幼児教育の無償化や都から児童相談所の移管を見据え、これまでの区議会や昨年度の子ども・子育て会議部会における議論（参考：「区立保育園のあり方検討部会報告書（平成 30 年 3 月策定）」）を踏まえて、今年度、区で「再整備方針」を見直し、地域における区立保育園の事業展開や具体的な事業内容、区立保育園の再整備の進め方について、「区立保育園の今後のあり方（案）」として新たに定めたので報告する。

2 「再整備方針」について

- (1) 区では、平成 17 年度から 23 年度を計画期間とする従前の行政経営改革計画のもと、5 園の区立保育園の民営化を実施し、平成 22 年度に外部有識者による民営化の検証を行った上で、平成 24 年 2 月に「再整備方針」を策定した。
- (2) 「再整備方針」では、老朽化する複数の区立保育園を統合し、地域の保育施設の質の向上や在宅子育て家庭への支援等の機能をもつ区立保育園として整備し、その跡地に引き続き保育需要が見込まれる場合は、私立保育園を整備する、とした。また、区立保育園と私立保育園のそれぞれの特長を踏まえた上で、区立保育園の特長を生かした取組みが効率的・効果的に果たせるよう定めた。
- (3) 策定以降、概ね 10 ヶ年を見通して施設の整備や事業の見直し等に取り組むこととしているが、国の保育施策の動向や保育需要の変化、「再整備方針」に基づく施策の進捗状況等を見極めたうえで、必要に応じて改めて検討を行うとしている。

3 見直しの背景

- (1) 「再整備方針」の策定以降、未就学児の継続的な人口増加に伴い、認可保育園入園申し込み者数が増加し、区の待機児童数は、全国で最多となった。区では、全力で保育施設の整備、区立保育園の定員の弾力化を含めた保育定員拡充、保育人材の確保や質の高い保育の提供に関する取組みを進めた結果、平成 29 年 4 月から待機児童数が減少に転じたものの、依然として待機児童数は高止まりしている。
- (2) 「再整備方針」策定時（平成 23 年 4 月時点）と比較して、私立保育園の数が 56 園から 149 園（平成 30 年 4 月時点）と区立保育園（50 園）の 3 倍の数に急増したことにより、両者の存在感は大きく変化してきている。

- (3) 子ども・子育て支援新制度や「保育所保育指針」の改定による幼児教育の積極的な位置づけ等の国の保育施策の動向、地域での暮らしを支えるための地域包括ケアシステムの構築等、区の保育施策や区立保育園を取り巻く社会情勢は、多岐に渡って、大きく変化している。
- (4) 現在、「再整備方針」に定める代替地再整備方式により、10園を5園（うち4園は拠点園）に整備する計画を進めているが、待機児対策や保育施策の充実、行政運営の効率化のために、老朽化の進む区立保育園（築35年以上）を計画的に役割が担える施設に更新するには、代替地（保育施設整備の適地）や閉園時の転園先の確保が課題となっており、再整備の手法についても、一部、検討の必要性が生じている。
- 4 「区立保育園の今後のあり方（案）」の内容
- 別紙1 「区立保育園の今後のあり方（案）概要版」のとおり
- 別紙2 「区立保育園の今後のあり方（案）」のとおり
- 5 今後のスケジュール（予定）
- 平成30年11月 福祉保健常任委員会（「区立保育園の今後のあり方（案）」の報告）
- 平成31年 2月 福祉保健常任委員会（「区立保育園の今後のあり方」の報告）